

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023 年 10 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「老齢給付金②」です。

第 17 講 「老齢給付金②」

（確定拠出年金法施行規則第 4 条）

第 16 講でみたように、老齢給付金の額や支給の方法に関する事項は規約の記載事項であり、規約の定めに基づいて支給が行われますが、給付の額の算定方法には一定の基準が設けられています。具体的な基準に関する規定としては、確定拠出年金法施行規則第 4 条（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）があります。なお、個人型年金の給付の額の算定方法の基準は、確定拠出年金法施行規則第 33 条により企業型年金に係る規定を準用することとなります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法施行規則第 4 条（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第 1 項 （略）年金として支給されるものの算定方法は、次の各号（略）に定める基準に適合するものとする。

第 1 号 年金たる老齢給付金

- イ 給付の額の算定方法は、（略）受給権者が企業型年金規約で定めるところにより定めたものであること。
- ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額（略）及び支給予定期間に基づいて算定されるものであること。
- ハ 給付の額（ホ及びチ（略）を除く。）は、（略）個人別管理資産額の 2 分の 1 に相当する額を超えず、かつ、20 分の 1 に相当する額を下回らないものであること（略）。
- ニ 支給予定期間は、受給権者が（略）申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（略）から起算して 5 年以上 20 年以下であること。
- ホ 給付の支給を開始した日の属する月から起算して 5 年を経過した日以後の日に給付の支給を一時に受け
ることを申し出ることができる旨を（略）定めた場合において、受給権者が当該申出をしたときは、（略）当
該申出をした日の属する月の末日における個人別管理資産額であること。
- ヘ 個人別管理資産額が過少となったことにより（略）支給予定期間にわたって受けることが困難となった場
合には、（略）支給予定期間にわたって受けることを申し出ることができる旨を（略）定めた場合において、
受給権者が当該申出をしたときは、（略）算定方法は、（略）1 回に限り変更することができる（略）。

ト以下 （略）

第 2 号以下 （略）

第 2 項 （略）一時金として支給されるものは、次の各号に（略）定める基準に適合するものとする。

第 1 号 一時金たる老齢給付金 次に掲げる基準に適合していること。

- イ 給付の額は、請求日以後の企業型年金規約で定める日（略）における個人別管理資産額（略）であること。
- ロ 老齢給付金の一部を一時金とする場合にあっては、その支給の請求は一回に限るものとし、（略）。

注）実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法施行規則第4条第1項は、確定拠出年金の給付のうち年金として支給されるものの算定方法の基準に関する規定で、そのうちの第1号に、老齢給付金を年金で支給する場合の算定方法の基準が「イ」から「チ」にかけて次のように定められています。

「イ」～「ニ」は原則的な基準です。

算定の方法は、受給権者が規約の定めに基づいて決定した方法となります。なお、決定時期は原則として「給付の支給を請求した日」ですが、「ホ」及び「ヘ」により、例外的に後日変更することができます（イ）。

また、給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額と支給予定期間に基づいて（ロ）、個人別管理資産額の20分の1以上2分の1以下となるように定めます（ハ）。支給予定期間は5年以上20年以下で定め、支給開始月は、請求を申し出た日の属する月以後の3か月以内の規約で定める月となります（ニ）。ただし、終身年金の場合は、個人別管理資産額の20分の1以上2分の1以下の部分（ハ）、支給予定期間の5年以上20年以下の部分は適用されません。なお、支給予定期間の最後の月の末日において個人別管理資産が残っている場合は、翌月以後に当該最後の月の末日における個人別管理資産の額が支給されます（チ）。これに対し、支給予定期間の途中で個人別管理資産がなくなった場合は受給権が消滅しますが（確定拠出年金法第36条）、このようなおそれがある場合に、「ヘ」の基準により、給付の額の算定方法を変更する規定を設けることもできます。

「ホ」「ヘ」「ト」は規約にその旨の定めを設けた場合に認められる取扱いです。

一つは、支給予定期間の途中で残額を一時金で支給する取扱いです。具体的には、規約に、年金で支給される老齢給付金の支給開始日の属する月から起算して5年を経過した日以後に、残りの個人別管理資産を一時金で受けることができる旨の定めを設けた場合であって、受給権者が申出をしたときは、一時金で支給することができます。この場合の一時金の額は、受給権者が一時金で受けることを申し出た日の属する月の末日における個人別管理資産の額となります（ホ）。

もう一つは、支給予定期間の途中で給付の額の算定方法を変更する取扱いです。具体的には、規約に、個人別管理資産額が過少となったことにより給付の支給を支給予定期間にわたって受けることが困難になった場合に、支給予定期間にわたって受けられるようにするために、給付の額の算定方法を変更することができる旨の定めを設けることができます。この場合、受給権者が申出をしたときは、1回に限り給付の額の算定方法を変更することができます（ヘ）。なお、この場合の給付の額は、申し出をした日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産の額及び支給予定期間に基づいて算定され、給付の額の変更は、申し出をした日の属する月の翌月以後に行われます（ト）。

次に、確定拠出年金法施行規則第4条第2項をみてみましょう、

第4条第2項は、確定拠出年金の給付を一時金で支給する場合の算定方法の基準に関する規定で、そのうちの第1号に老齢給付金を一時金で支給する場合の算定方法の基準が定められています。なお、老齢給付金は年金による支給を原則的な支給方法としているため、一時金として支給される老齢給付金の算定方法は必ず規約に定めなければならない事項ではありませんが、一時金による支給を行う場合には、以下の基準に則って定めなければなりません。

一時金の額は、請求日から起算して3か月以内の規約で定める日における個人別管理資産の額とする必要があります（イ）。また、老齢給付金の一部を一時金で受け取れるのは1回に限られます（ロ）。

以上のように、給付の額の算定の基準の中でも基本となるのは、「給付の額は個人別管理資産額の20分の1以上2分の1以下であること」や「支給予定期間は5年以上20年以下であること」です。ただし、確定拠出年金では、年金で支給される場合は、必ずしも支給予定期間の終了時点で丁度個人別管理資産がなくなるわけではありません。そのため、支給予定期間の途中で個人別管理資産が過少となった場合や、支給予定期間終了後も個人別管理資産が残っている場合の規定も設けられています。

次回は、「障害給付金」です。

※記載の内容は2023年10月1日現在の法令に基づくものです